

(証券コード 9040)
2019年5月30日

株 主 各 位

名古屋市中区金山五丁目3番17号

大宝運輸株式会社

代表取締役社長 小笠原 忍

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月13日午後5時30分迄に到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月14日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区金山一丁目5番1号
日本特殊陶業市民会館 3階会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 第68期（2018年3月21日から2019年3月20日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 役員賞与支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、本株主総会招集ご通知に記載しております事業報告、計算書類、および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.taiho-gh.com>）に掲載させていただきます。

第 68 期 事 業 報 告

(2018年3月21日から
2019年3月20日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、世界経済における貿易摩擦のリスクや金融市場の変動が日本経済に及ぼす影響に加え、大規模自然災害が相次いだ影響などにより、先行き不透明な状況で推移いたしました。

わが国の運輸業界を取り巻く環境は、運賃単価の引き上げなどによる収益改善の動きはみられるものの、労働力不足、特に乗務職員の人員不足はますます深刻化し、依然として厳しい経営環境が続いております。しかしながら乗務職員不足の問題に対しては、雇用環境の改善により人員の確保を図り、今後も安定輸送の継続に努めると同時に、安全教育の充実を図り、お客様に安心してご利用いただける質の高いサービスを提供してまいります。このような経営環境の中、前事業年度と比較して、営業収益は若干減少し、経常利益は燃料単価の上昇と人員不足による外部への業務委託料が増加したことにより減益となりました。

その結果、営業収益は83億86百万円（前期比0.2%減）、経常利益は2億28百万円（前期比1.8%減）、当期純利益は1億53百万円（前期比38.7%減）となりました。

部門別の営業収益状況は次のとおりであります。

部 門 \ 期 別	第 67 期 (2017年3月21日から 2018年3月20日まで)	第 68 期 (2018年3月21日から 2019年3月20日まで)
貨物運送事業	6,366,208 千円	6,237,142 千円
倉庫事業	1,879,256	1,993,041
その他事業	156,514	156,683
計	8,401,979	8,386,866

2. 対処すべき課題

当社は中規模の物流会社として、お客様のニーズに応えられるように自社の特長を生かす市場を開発し、安全で社員が生き生き働ける会社を目指しております。お客様の配送方法、保管方法のニーズは、年々変化しています。昨年9月には東郷町に3温度帯対応の東郷コールドセンターの建設を着工しました。土地代も含め約30億円の投資です。今年11月に稼働開始予定ですが、物流拠点を更に強化し、長期安定的に良質な物流サービスを供給できる企業を目指しています。

当社も乗務職員の高齢化が進んでいます。また、長時間労働にならないように時間管理を徹底しましたが、一方では労働時間が減少し人員不足となっており、利益の減少につながっています。今年の4月1日から労働時間の更なる短縮と、新たに決まった有給休暇の取得義務など、政府の働き方改革に対応する課題は多くあります。お客様に適正な料金に改定していただくとともに、物流の品質を高め、いく努力を継続していきます。また、人員を確保するための対応策として募集媒体を替えたり、中型、大型免許を取得するための費用を会社が負担する制度や週休3日制の雇用形態、給与体系を作りました。長期で安定した組織運営を目指していきます。

3. 設備投資及び資金調達状況

当期に実施しました設備投資総額は14億75百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定 14億32百万円

なお、上記の所要資金は借入金等でまかないました。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 65 期 (2015年度)	第 66 期 (2016年度)	第 67 期 (2017年度)	第68期(当期) (2018年度)
営 業 収 益(千円)	8,810,708	8,812,090	8,401,979	8,386,866
経 常 利 益(千円)	328,969	339,440	232,520	228,343
当 期 純 利 益(千円)	504,225	232,905	251,027	153,852
1株当たり当期純利益(円)	67.02	30.96	333.79	204.60
総 資 産(千円)	8,056,279	7,825,230	8,059,564	9,535,429
純 資 産(千円)	5,630,189	5,812,300	6,020,130	6,080,462

(注) 2017年9月21日付で普通株式10株を1株に併合しております。第67期(2017年度)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 子会社の状況

(1) 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
大宝興業株式会社	千円 17,000	% 100.0	不動産の貸付

(2) 事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

6. 主要な事業内容

- (1) 一般貨物自動車運送事業
- (2) 貨物運送取扱事業
- (3) 倉庫業
- (4) 自動車整備事業
- (5) 新、中古車両の売買並びに、新、中古車両部品の売買
- (6) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (7) 各種車両のリース業
- (8) 各種事務機器及び部品の販売
- (9) 産業廃棄物の運搬および処理
- (10) 不動産の貸付及び管理並びにビル清掃業
- (11) 一般労働者派遣事業
- (12) 特定労働者派遣事業
- (13) 輸送用圧縮天然ガスの貯蔵及び販売
- (14) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業
- (15) 前記各号に関連附帯する一切の事業

7. 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	名古屋市中区金山五丁目3番17号
金 山 支 店	名古屋市中区金山五丁目3番17号
西 春 支 店	愛知県北名古屋市沖村権現35番地1
名 南 支 店	名古屋港区中川本町3丁目1
犬 山 支 店	愛知県犬山市字上榎島23番地2
大 高 支 店	名古屋市緑区鳴海町字下汐田20番地1
岡 崎 支 店	愛知県岡崎市宇頭町字南家下1番地1
春 日 井 支 店	愛知県春日井市上条町8丁目2670番地
三 好 支 店	愛知県みよし市三好町池守田62番地1
四 日 市 支 店	三重県四日市市河原田町字溝東1077番地10

8. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
一 般 職 員	119 ^名	14 ^名	44.0 ^歳	13.8 ^年
乗 務 職 員	255	△15	46.7	13.5
計または平均	374	△1	45.8	13.6

(注) 従業員の状況には嘱託社員、パートナー社員525名は含まれておりません。

9. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	670,836 ^{千円}
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	615,480

II. 会社の株式に関する事項

1. 株式数

発行可能株式総数	2,200,000株
発行済株式の総数	756,000株
2. 株主数 1,254名
3. 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 S K O	百株 1,479	% 19.67
岩 瀬 合 名 会 社	704	9.37
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	377	5.01
小 笠 原 道 弘	225	3.00
小 笠 原 和 俊	220	2.93
小 笠 原 俊 一 郎	175	2.34
小 笠 原 明 子	175	2.33
大 宝 運 輸 社 員 持 株 会	159	2.13
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	153	2.03
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	144	1.92

(注) 持株比率は、自己株式(4,057株)を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小 笠 原 和 俊	
代表取締役社長	小 笠 原 忍	
取 締 役	鈴 木 建 一	営 業 推 進 本 部 長
取 締 役	大 久 保 知 明	管 理 推 進 本 部 長
取 締 役	中 村 晴 重	
監 査 役 (常 勤)	橋 本 昌 弘	
監 査 役	江 馬 城 定	
監 査 役	金 刺 廣	名 弘 商 事 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長
監 査 役	金 刺 廣 長	

- (注) 1. 取締役 中村晴重氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は取締役中村晴重氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
2. 監査役全員は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は監査役全員を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
就任
2018年6月15日開催の第67期定時株主総会において、大久保知明氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
4. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
(1) 就任
2018年6月15日開催の第67期定時株主総会において、橋本昌弘氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。
(2) 退任
2018年6月15日開催の第67期定時株主総会において、監査役山田秀二氏は辞任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	名 5 (1)	千円 107,578 (1,730)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	5 (5)	8,220 (8,220)
計 (うち社外取締役・社外監査役)	10 (6)	115,798 (9,950)

- (注) 1. 1991年6月10日第40期定時株主総会決議による取締役の報酬限度は年額150百万円以内であります。
2. 1987年5月23日第36期定時株主総会決議による監査役の報酬限度は年額10百万円以内であります。
3. 上記の支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額4,308千円が含まれております。
4. 上記監査役（社外監査役）の支給人員には、2018年6月15日開催の第67期定時株主総会において辞任した監査役1名を含んでおります。
5. 上記監査役（社外監査役）の支給額のほか、2018年6月15日開催の第67期定時株主総会において辞任した監査役1名に対して、役員退職慰労金として3,000千円支給しております。

3. 社外役員に関する事項
社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	中 村 晴 重	当期開催の取締役会19回のうち18回に出席しております。主として企業経営の経験者としての見地から発言を行っております。
監 査 役	橋 本 昌 弘	常勤監査役就任後に開催された監査役会7回全てに出席し、取締役会15回全てに出席しております。主として企業運営者としての見地から監査・発言を行っております。
監 査 役	江 馬 城 定	当期開催の監査役会9回全てに出席し、取締役会19回全てに出席しております。主として経理の経験者としての見地から監査・発言を行っております。
監 査 役	金 刺 廣	当期開催の監査役会9回全てに出席し、取締役会19回全てに出席しております。主として企業経営の経験者としての見地から発言を行っております。
監 査 役	金 刺 廣 長	当期開催の監査役会9回全てに出席し、取締役会19回全てに出席しております。主として法律の専門家としての見地から発言を行っております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	17,000千円
② 当社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できない為、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務執行状況などを勘案し、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象があったと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とする方針であります。

V. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、2006年5月23日開催の取締役会において、「会社の業務の適正を確保するための体制」について決議いたしました。その内容は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令及び定款を遵守すると共に、「経営理念」のもとに「取締役会規則」、「職務権限規程」等の諸規則・規程に従い、自ら率先垂範し行動する。
 - (2) 取締役の法令定款違反事項を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令、証券取引所規則並びに「内部情報管理規程」、「文書管理規程」に基づき適切に保存管理を行うと共に、定められた保存期間については閲覧可能な状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の業務執行に係る以下の2つのリスクを認識し、把握、管理を行うこととする。
なお不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、対策本部が統括して対応に当たり、損害を防止する体制を整える。
 - (1) 経営トップから現場の乗務職員まで一丸となって安全性の向上を図り、社内全体に安全意識を浸透させる「運輸安全マネジメント」に基づき作成した「安全活動規程」において輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって貨物輸送と当社の全ての業務に関する安全性の向上を図る。
 - (2) 売上債権の健全性維持を目的として、与信管理規程の厳格運用と共に、営業部門、支店及び本社管理部門が相互協力し債権管理を実施する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また

- 取締役、部長及び支店長の参加する経営会議を月1回開催し業務執行に関する協議を行う。
- (2) 会社の年度事業計画については、経営方針、経営戦略に基づき、毎年取締役会において明確に定めることとし、取締役はその方針に基づき業務を執行する。
 - (3) 取締役は、業務の執行について、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」等を通じ業務の効率的執行を図る。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 法令及び定款遵守につき、社内での勉強会等啓蒙活動を行い、周知徹底を図る。
 - (2) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
 - (3) 監査役、内部監査室等の内部統制機関及び総務部は、相互に連携の上、コンプライアンスに関する問題の把握に努めるものとする。
6. 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 関係会社管理規程により、子会社についての重要事項については、当社に承認、又は報告を求める扱いとする等、子会社の管理を厳格に行う。
 - (2) 取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合には、直ちに当社の監査役及び取締役会に報告する。
 - (3) 監査役及び内部監査室は、必要に応じて子会社のモニタリングを実施する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会の要請があった場合には、取締役会は、監査役会の意向を踏まえた上、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」と言う）の人選、配属等について全面的に協力する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役補助者は、取締役から独立した従業員として、監査役会及び監査役の指揮命令下で、その職務を遂行する。
 - (2) 監査役補助者の評価は、監査役会が行う。
 - (3) 監査役補助者の任命及び異動は、監査役会の同意を必要とする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を及ぼす事項及び法令・定款違反に関する事項を監査役に報告する。
 - (2) 取締役及び使用人は、重要な会議、行事、会計監査人の往査などの予定日を監査役会に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める事ができる。

VI. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

1. 当社のリスク管理体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、株主総会終了直後及び毎月、定時取締役会を開催しております。加えて、「経営会議規程」に基づき、決算部長会等各種会議を毎月開催し、月次業績、予算審議、本支店の業務執行状況等についてチェックしております。

2. 当期における主な会議の開催状況

(1) 取締役会を19回開催し、社外取締役、社外監査役が出席するなか、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要案件を審議、決定するとともに、取締役の業務執行の適法性の確保や効率性向上のため適切に報告、検討しました。

(2) 監査役会を9回開催し、適切に協議を行いました。また、各取締役や会計監査人、内部監査室等との適宜情報交換に加え意思疎通及び情報交換を行い、監査役監査の実効性確保に努めました。

3. 内部監査の実施

当社は「内部監査規程」に基づき、毎期、内部監査室が「監査計画」を策定し、それに従い内部監査を実施しております。

4. 従業員教育の実施状況

当社の経営理念は、「社会とお客様のニーズに積極的に応え、企業の発展と社員の豊かさを追求する」、経営基本方針は、「教育立社」「門戸開放」「自力実行」です。当社は教育によって主体的に経営理念を実現できる社員と組織作りを30年余にわたり継続して参りました。毎年、経営理念、経営基本方針、社員七則、安全活動とその基本的な考え方等を「大宝運輸手帳」としてまとめ、全社員に配布しております。今後も、環境が変化し続けていく中で、絶えず自ら学び、考え、判断し、実践する社員の育成と組織開発に注力して参ります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,393,585	流動負債	2,287,755
現金及び預金	1,832,552	営業未払金	281,951
受取手形	85,418	短期借入金	400,000
電子記録債権	168,552	1年内返済予定の長期借入金	114,832
営業未収入金	1,124,648	未払金	756,621
貯蔵品	9,519	未払費用	383,274
前払費用	4,119	未払法人税等	87,517
繰延税金資産	81,004	前受り金	6,380
その他金	89,969	預り金	32,965
貸倒引当金	△2,200	賞与引当金	180,212
固定資産	6,141,844	役員賞与引当金	24,000
有形固定資産	5,592,206	その他の	20,000
建物	830,318	固定負債	1,167,211
構築物	18,275	長期借入金	771,484
機械及び装置	77,830	退職給付引当金	96,416
車両運搬具	40,421	役員退職慰労引当金	177,240
工具、器具及び備品	29,393	繰延税金負債	88,645
土地	3,163,267	その他	33,425
建設仮勘定	1,432,700	負債合計	3,454,967
無形固定資産	14,663	純資産の部	
ソフトウェア	6,764	株主資本	6,003,355
電話加入権	7,898	資本金	1,140,000
投資その他の資産	534,974	資本剰余金	1,120,000
投資有価証券	332,070	資本準備金	1,120,000
関係会社株	17,000	利益剰余金	3,757,917
出資	17,493	利益準備金	198,487
長期貸付	1,784	その他利益剰余金	3,559,429
会長	550	役員退職積立金	6,000
会差入	69,303	土地圧縮積立金	208,357
保険積立	96,771	特別償却準備金	14,340
		別途積立金	2,160,000
		繰越利益剰余金	1,170,730
		自己株式	△14,562
		評価・換算差額等	77,107
		その他有価証券評価差額金	77,107
資産合計	9,535,429	純資産合計	6,080,462
		負債・純資産合計	9,535,429

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年3月21日から
2019年3月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		8,386,866
営 業 原 価		7,735,946
営 業 総 利 益		650,919
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		456,899
営 業 利 益		194,020
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	11,895	
そ の 他	25,575	37,470
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,147	3,147
経 常 利 益		228,343
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	24,414	24,414
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	219	
減 損 損 失	8,336	8,556
税 引 前 当 期 純 利 益		244,201
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	91,500	
法 人 税 等 調 整 額	△1,151	90,348
当 期 純 利 益		153,852

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年3月21日から
2019年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金	利益剰余金							利益剰余金計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					繰越利益剰余金	
				役員退職積立金	土地圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金			
2018年3月21日残高	1,140,000	1,120,000	198,487	6,000	208,357	28,633	2,160,000	1,077,783	3,679,262	
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の取崩						△14,293		14,293	—	
剰余金の配当								△75,198	△75,198	
当期純利益								153,852	153,852	
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△14,293	—	92,947	78,654	
2019年3月20日残高	1,140,000	1,120,000	198,487	6,000	208,357	14,340	2,160,000	1,170,730	3,757,917	

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2018年3月21日残高	△14,428	5,924,834	95,295	6,020,130
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩		—		—
剰余金の配当		△75,198		△75,198
当期純利益		153,852		153,852
自己株式の取得	△134	△134		△134
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△18,188	△18,188
事業年度中の変動額合計	△134	78,520	△18,188	60,332
2019年3月20日残高	△14,562	6,003,355	77,107	6,080,462

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式……移動平均法による原価法

② その他有価証券……時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 ……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

(2) 無形固定資産……………定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

税抜処理によっております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,018,497千円
2. 担保提供資産 (担保に提供している資産)	
土 地	886,720千円
建 物	171,044千円
計	1,057,765千円
(上記に対応する債務)	
短期借入金	400,000千円
1年内返済予定の長期借入金	39,840千円
長期借入金	375,640千円
計	815,480千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
営業取引以外の取引高	3,400千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	756,000	—	—	756,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	4,017	40	—	4,057

(注) 自己株式の増加40株は、単元未満株式の買取りによるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2018年6月15日 定時株主総会	普通株式	37,599	50	2018年3月20日	2018年6月18日
2018年11月1日 取締役会	普通株式	37,599	50	2018年9月20日	2018年11月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	37,597	50	2019年3月20日	2019年6月17日

[リース取引に関する注記]

オペレーティング・リース取引

借主側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	168,983千円
1年超	304,820千円
合計	473,803千円

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	54,908千円
未払費用	14,789千円
退職給付引当金	29,377千円
減損損失	453,321千円
その他	85,476千円
繰延税金資産小計	637,873千円
評価性引当額	△513,328千円
繰延税金資産合計	124,544千円
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	△91,303千円
特別償却準備金	△6,284千円
その他	△34,597千円
繰延税金負債合計	△132,185千円
繰延税金資産(負債)の純額	△7,640千円

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に貨物運送事業、倉庫事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、設備投資資金は銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する株式及び一時的な余資運用の債券であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、そのほとんどが一般的な取引条件に基づき支払期日を定めております。また、借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに回収期日、残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が資金繰りを把握しております。また、手許流動性を営業収益の2ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定

された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,832,552	1,832,552	—
(2) 受取手形	85,418	85,418	—
(3) 電子記録債権	168,552	168,552	—
(4) 営業未収入金	1,124,648	1,124,648	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	281,616	281,616	—
資産計	3,492,788	3,492,788	—
(1) 営業未払金	281,951	281,951	—
(2) 短期借入金	400,000	400,000	—
(3) 未払金	756,621	756,621	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む。）	886,316	894,845	8,529
負債計	2,324,889	2,333,418	8,529

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 電子記録債権、及び(4) 営業未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 投資有価証券
これらの時価について、取引所の価格によっております。

負債

- (1) 営業未払金 (2) 短期借入金、及び(3) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む。）
これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	50,454

上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	8,086円33銭
1株当たり当期純利益	204円60銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

大宝運輸株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡野英生 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 岸田好彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大宝運輸株式会社の2018年3月21日から2019年3月20日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月21日から2019年3月20日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

大宝運輸株式会社 監査役会

常勤社外監査役	橋	本	昌	弘	Ⓞ
社外監査役	江	馬	城	定	Ⓞ
社外監査役	金	刺		廣	Ⓞ
社外監査役	金	刺	廣	長	Ⓞ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主様に対する継続的な安定配当の実施を基本としつつ、企業体質の強化と今後の事業発展に備えるための内部留保の充実、更には配当性向、純資産などを総合的に勘案し、配当政策を決定していくことを方針としています。なお、当期末の配当につきましては、1株当たり50円の配当を実施させていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株当たり50円 総額 37,597,150円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月17日

第2号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（うち社外取締役1名）及び社外監査役4名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して、役員賞与総額24,000,000円（取締役22,800,000円、社外取締役300,000円、社外監査役900,000円）を支給することといたしたいと存じます。

以 上

第68期定時株主総会会場のご案内

- 会 場 名古屋市中央区金山一丁目5番1号 TEL (052) 331-2141
日本特殊陶業市民会館3階会議室
- 交 通 J R……中央本線、東海道本線金山総合駅下車北へ徒歩5分
名 鉄……名鉄本線金山総合駅下車北へ徒歩5分
地下鉄……名城線金山駅下車地下連絡通路あり
市バス……金山下車北へ徒歩3分
- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はお控え
くださいますようお願い申し上げます。

